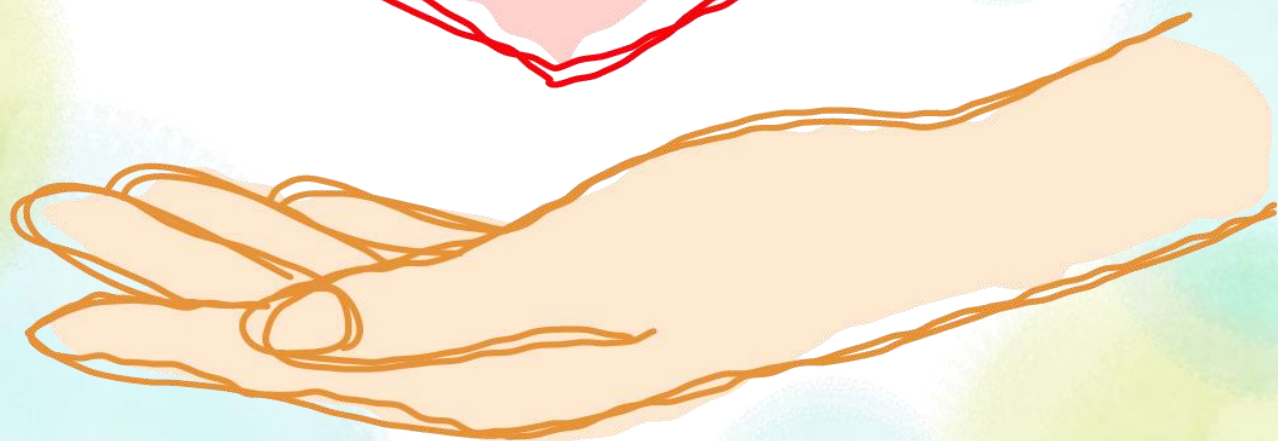




社会福祉
法人

二宮町社会福祉協議会

ささえあい、
誰もがいきいきと
豊かに暮らせる
町をめざして

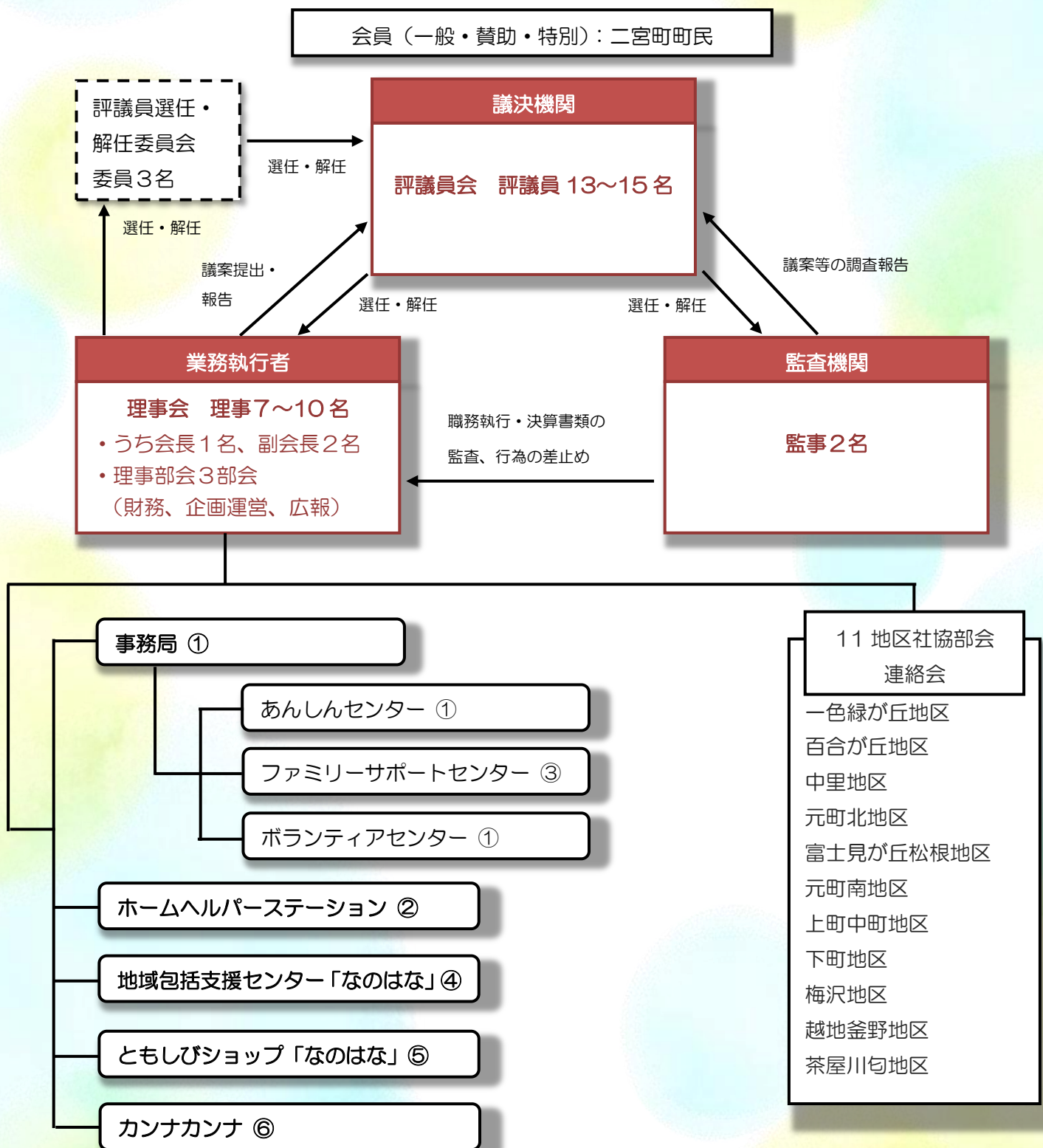


社会福祉協議会(社協)とは

社会福祉法にもとづき設立された社会福祉法人で、地域福祉をすすめるために組織された営利を目的としない民間の福祉団体です。二宮町社会福祉協議会では、町民の皆さまとともに地域福祉に取り組んで参ります。

二宮町社会福祉協議会は 町民皆さまの参加と協力を得て 福祉のまちづくりを進めています。

二宮町社会福祉協議会は下記のような組織で構成されています。



町民皆さまに支えられた「社協会員制度」

二宮町社協では、地域の皆さまが住み慣れたまちで安心して生活することができる『福祉のまちづくり』のためのさまざまな活動をしています。このような地域福祉活動は、助成金、寄付金、赤い羽根共同募金など、または会員として支援して下さる皆様からのご厚意（会費）に支えられています。

より良い『福祉のまちづくり』を推進していくため、ひとりでも多くの皆さまに本協議会の趣旨をご理解いただき、ぜひ地域福祉活動へご参加いただくとともに、二宮町社協の会員としてご協力いただきますようお願いいたします。

一般会員

(一般家庭対象)

1口 500円
2口 1,000円

賛助会員

(一般・団体・企業など)

1口 2,000円

特別会員

(一般・団体・企業など)

1口 5,000円



地域の通いの場

会費の使途
地域のつながりを深めるために
ボランティアの育成と支援のために
困りごとの解決のために
福祉関係団体の活動費に
福祉の情報を発信するために
福祉団体の福祉に関する研修活動のために



広報紙の発行



ボランティア入門講座

一人で悩まず相談を



心配ごと相談



福祉関係団体の活動

町社協の財源は「社協会費」の他に、

「町からの公的補助金・委託料」「事業収入」「寄付金」「共同募金配分金※」などがあります。

あの人を、すべての人を、ささえたい

※町社協では、毎年10月1日から全国一斉に展開される赤い羽根共同募金運動も実施しています。この運動は、都道府県ごとの社会福祉協議会や民間福祉施設・団体、NPO法人やボランティア団体が行う福祉事業の資金確保になっています。町社協が実施している多くの地域福祉事業もその配分金を財源とさせていただいています。



地域で暮らしを続けるために

「いつまでも、住み慣れた地域で、安心して暮らしたい。」これは町民みんなの願いです。

二宮町社会福祉協議会では、地域の誰もが「共に支え合うまちづくり」の構築に向けて事業を展開しています。

地域の通いの場 ①

誰もが気軽に参加できる、みんなの居場所です。



シルバー緊急通報システム ①

一人暮らしで65歳以上の高齢者を対象に機器を設置し、緊急時の対応や見守りを行います。

緊急時、**ボタン1つ**で繋がります!!



地域包括支援センター「なのはな」 ④

地域で暮らす高齢者の皆さまを、介護・福祉・健康などさまざまな面から支えます。

★総合相談★

高齢者・家族の相談を受け、適切なサービスに繋ぎ、継続的に支援します。

★高齢者の権利を守る事業★

高齢者の尊厳のある生活を支援します。

★地域のネットワークづくり★

地域の関係機関や医療機関とのネットワークづくりを進めていきます

★介護予防ケアマネジメント★

一人一人の状態に合わせ介護予防サービス、介護予防教室、地域の通いの場などの、集いの場を紹介します。



車イス無料貸し出し ①

病気やケガの際に車椅子を貸し出します。
(貸出期間3ヶ月)



日常生活自立支援事業 (あんしんセンター) ①

判断能力に不安のある高齢者や障がい者を対象として、福祉サービス利用のお手伝い、日常的な金銭管理、通帳や印鑑の預かりを行っています。

最近足腰が弱くなってきた

細かい字も読みにくくなったし
むずかしい話は分らん!
おかげで...



いろんな手紙が来るが
なんのことだか...



BANK
銀行へ行くのも大変

こんなお手伝いをします!!

口座からの出金・所定のお支払
サービス利用や手続きの相談
そりゃたすかる!



『あんしんセンター』
を使ってみませんか?



おたすけネット ①

日常のちょっとした困りごとを、生活支援サポーターがお手伝いする「たすけあい活動」です。

★できること★

家事支援：家の清掃、買い物代行、ゴミ出し支援
修繕：電球の交換、火災報知機の取り付け等
庭 関 係：草取り（日常生活に必要な場所のみ）
枝おろし

見 守 り：通院・散歩・買い物付添い、安心電話
そ の 他：応相談

★対象の方★

一人暮らしの高齢者、日中独居、高齢者世帯、障がいのある方がいる世帯等...

※有償のボランティア活動です。

※生活支援サポーターの募集も行っています。



困りごとの解決のために

心配ごと相談所の開設 ①

地域の皆さまの身近な相談場所として、心配ごと相談を開催しています。

日頃、「こんなこと相談してよいのかしら?」「困っているけど、どこに相談すればいいのかわからない」と思うことがありますよね?



そんなときは

誰に相談すればいいんだろう

一人で悩まず
相談を!!!

相談日：毎月第4木曜日

時間：13:00~16:00

相談員：民生委員、人権擁護委員、行政相談員

内容：家族関係、DV、相続、人権問題、近隣関係
※なんでもご相談ください。

緊急援護資金貸付事業 ①

町民の一時困窮にともなう出費に対し、5万円を貸し付け限度とし、資金の貸し付けを行います。

■資金の種類

- ★医療 ★教育 ★就職 ★葬儀 ★更生
- ★火災 ★その他

生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）①

低所得者、障がい者、高齢者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

■資金の種類

- ★総合支援資金 ★福祉資金 ★教育支援資金
- ★不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）

※各資金の詳細な内容についての問い合わせや、借入相談、お申し込みは、本協議会にお尋ねください。

福祉の情報を発信するために

広報紙の発行 ①

年3回広報紙、「社協にのみや」を全戸配布しています。



社会福祉大会の開催 ①

福祉の祭典として、町内で永年福祉に貢献された方の表彰と記念講演を行う福祉大会を実施します。

また、同時開催でふれあい福祉のつどいを開催し、町内の福祉団体や、ボランティア団体の協力のもと、バザー、模擬店、福祉体験コーナー、作品展示を行っています。



ホームページ事業 ①

最新情報の発信、各種様式のダウンロードも整えています。

ここから
チェック



ホームページアドレス

(<http://ninomiya-syakyo.jp>)





子育て支援のために

ファミリーサポートセンター（町委託事業）③

地域の中で安心して子育てができるよう、育児のお手伝いをしてほしい方（おねがい会員）と、育児のお手伝いができる方（まかせて会員）が会員となり助け合う、相互援助活動です。

登録していただいた会員の中から、おねがい会員の希望する援助内容に答えることのできる、まかせて会員を紹介します。

※有償の活動となります。詳細は問合せください。



（まかせて会員が送迎をしている様子）

利用者の「声」

おねがい会員さん

- 残業の時に、迎えと夕飯をお願いしています。大変助かっています。
- 子育ての悩みも聞いてもらい、心身ともにサポートして頂き、感謝しています。

まかせて会員さん

- 夫婦2人だったので、食卓も明るくなり、生活に張りができました。
- 会うたびに言葉も増え、お話ができるようになり、日々の成長が楽しみです。

ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの運営 ①

誰もが気軽にボランティア活動ができるよう支援しています。ボランティア入門講座の開催や、ボランティア保険の受付など、様々な面からサポートします。



（ボランティア入門講座の様子）

福祉教育 ①

町内の小・中学校などで車イスなどの体験や障がい者の講話など福祉教育事業を行っています。当事者の生の声を聞くことや、実際に経験者の指導のもと体験することができます。



（福祉体験授業の様子）

障がい者支援のために

障がい者就労継続支援 B 型事業所「カンナカンナ」⑥

「就労継続支援事業所」とは？

法律（障害者総合支援法）に基づき、企業への就職が難しい障がい者に就労機会を提供し、継続的に支援する施設です。

「B 型事業所」とは？

就労継続支援事業所は A・B の 2 種類あります。

- A 型・・・雇用契約を結び最低賃金が保障される。
- B 型・・・雇用契約を結ばない。

「カンナカンナ」は B 型で雇用契約を結ばないため、利用者が比較的自由に働ける事業所です。



ともしびショップ「なのはな」⑤

ともしびショップとは？

障がいのある方が働くことを実感し、仲間や地域の方とのふれあいを通して、その自立と社会参加を実現するための喫茶店や売店です。

ともしびショップ「なのはな」では、看板商品の「日替わりランチ」をはじめとする軽食と、コーヒー・紅茶などの喫茶を楽しむことができます。

障がい者総合支援法によるサービス ②

- 障がい者居宅訪問介護サービス
- 同行援護サービス



高齢者のために



自宅で安心した生活が送れるようにサポートします！



居宅介護支援事業（ケアマネジメント）②

要介護認定を受けたご本人・ご家族の希望をお伺いし、心身の状況、環境等に応じて介護計画書（ケアプラン）を作成し、生活の質（QOL）の向上を図ります。



自主事業サービス ②

要支援・要介護状態にある高齢者等に対して、公的サービス（介護保険等）の訪問介護で対応ができないサービスを提供します。

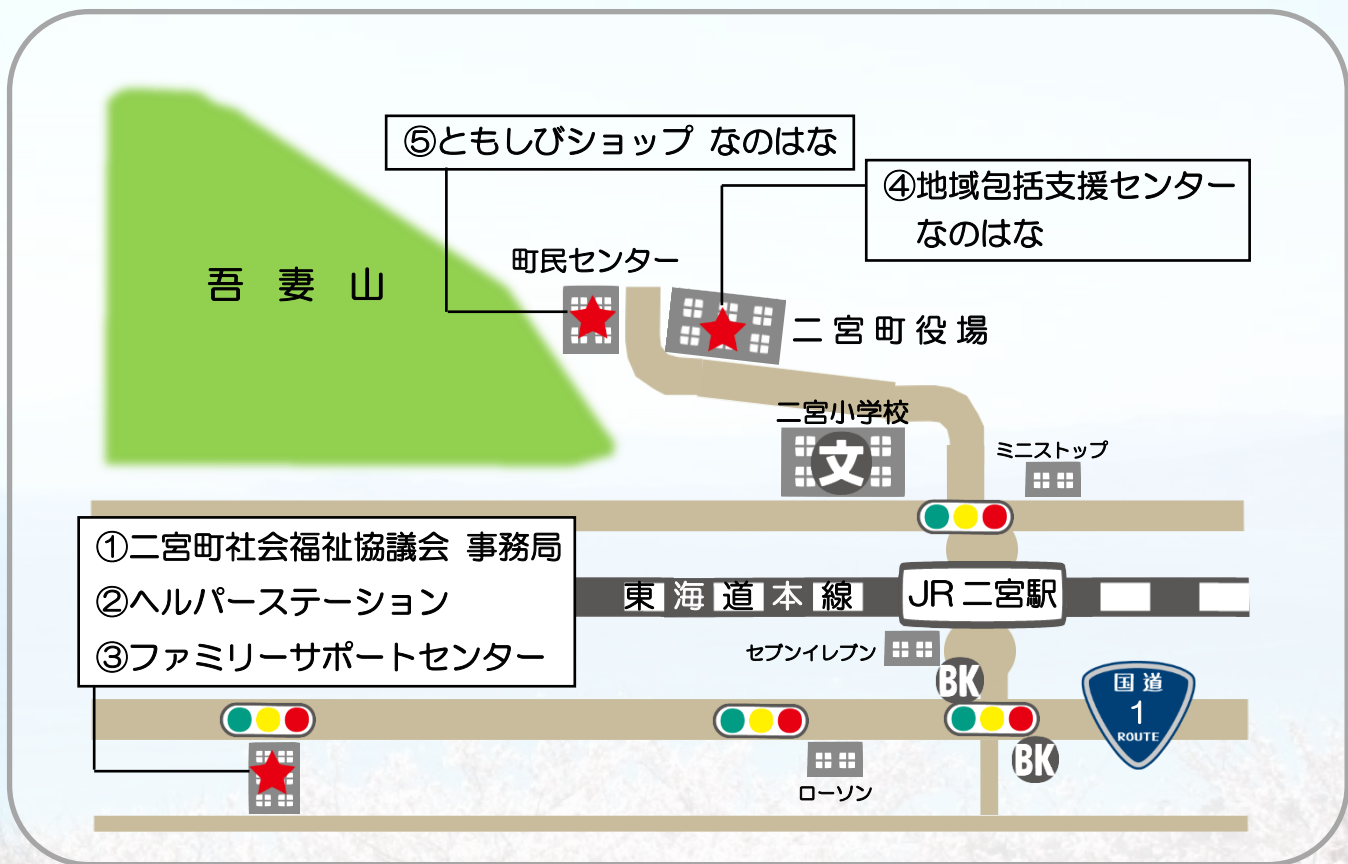
介護予防訪問介護サービス ②

訪問介護員が高齢者のお宅を訪問し、ご利用者が生活の中で、自分でできることが増え、自立できるように支援します。



訪問介護サービス ②

介護計画書（ケアプラン）に基づき、利用者の家庭を訪問して、ご本人の有する能力に応じて、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、家事や身体介護等の援助を行います。



①二宮町社会福祉協議会 事務局

〒259-0124

神奈川県中郡二宮町山西5-1

電話: 0463-73-0294

FAX: 0463-73-0295

②ヘルパーステーション

電話: 0463-73-2881

③ファミリーサポートセンター

電話: 0463-75-9730

④地域包括支援センター なのはな

〒259-0196

神奈川県中郡二宮町二宮 961 役場1階

電話: 0463-71-7085

FAX: 0463-71-3353

⑤ともしびショップ なのはな

〒259-0123

神奈川県中郡二宮町二宮 961-26

町民センター1階

電話: 0463-70-1105



⑥就労継続支援 B 型事業所カンナカンナ

〒259-0132

神奈川県中郡二宮町緑が丘1-10-6

福祉ワークセンター内

電話: 0463-73-2405

社会福祉法人 二宮町社会福祉協議会

(このパンフレットの記載内容は 2021 年 4 月 現在のものです)